

【申請受付から訪問収集開始までの流れ】

① 申請書の受付 をします

- 本人に代わって、代理の方が申請することもできます。

(親族、ケアマネージャー、ホームヘルパー、民生委員 など)

- 環境課(市役所2階3番窓口)へ提出してください。

【対象となる世帯の例】

- ・体が不自由な一人暮らしの高齢者世帯で、ごみ出しを手伝ってくれる人がいない場合
- ・障がい者のみの世帯で、収集日に合わせてヘルパーがごみ出し対応しているが、夕方以降にごみ出しできない場合

【対象とならない世帯の例】

- ・親族や近所の人で、ごみ出しを手伝ってくれる人が身近にいる場合
- ・仕事の都合やごみ集積所の距離が遠いなどの自己都合の場合

② 事前調査(訪問)に伺います

- 環境課職員がご自宅を訪問し、身体状況などについてお話を伺います。

- 収集曜日、ごみの出し方や置き場所などの確認を行います。

※申請者の方には、調査日時の日程調整と調査当日の立ち会いをお願いします。

③ 審査のうえ決定します

- 市から「ごみ訪問収集」利用の可否が通知されます。

※却下の場合も通知します。

④ 訪問収集開始

- ③の決定通知書に記載された収集開始日から、訪問収集を開始します。

※決定通知書とあわせて、ごみ出しの方法をお知らせします。

⑤ サービス中止・変更の場合

- 市役所環境課に電話で連絡していただくか、担当ヘルパーの事業所を通じて市役所環境課に連絡してください。